

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

23年 6 月 24 日

都道府県知事
(市長) 大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 〒877-1354 日田市西有田810-1

氏 名 三和酒類株式会社 日田蒸留所

代表取締役 和田 久継

電話番号 0973-25-5600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三和酒類株式会社 日田蒸留所
事業場の所在地	〒877-1354 大分県日田市西有田810-1
計画期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	別添
③従業員数	24名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添

(日本工業規格 A列)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	排 出 量	23400 t	t
	(これまでに実施した取組)		
			別添
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	排 出 量	24000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
			別添

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別添
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別添

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	19941 t	t
	(これまでに実施した取組) 別添		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	20000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別添		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	全処理委託量	3460 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	3460 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別添		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼酎粕	
	全処理委託量	4,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	4,000 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【計画本文、資料】

1. 会社の概要

(1) 会社名

三和酒類株式会社

(2) 資本金

10億円

(3) 従業員数 (* H23.4月1日 現在)

346名

(内訳 本社山本工場 290名、安心院葡萄酒工房 13名、日田蒸留所 24名

拝田グリーンバイオ事業所 19名)

(4) 事業内容

三和酒類株式会社、焼酎製造工場の一事業所として運営しています。

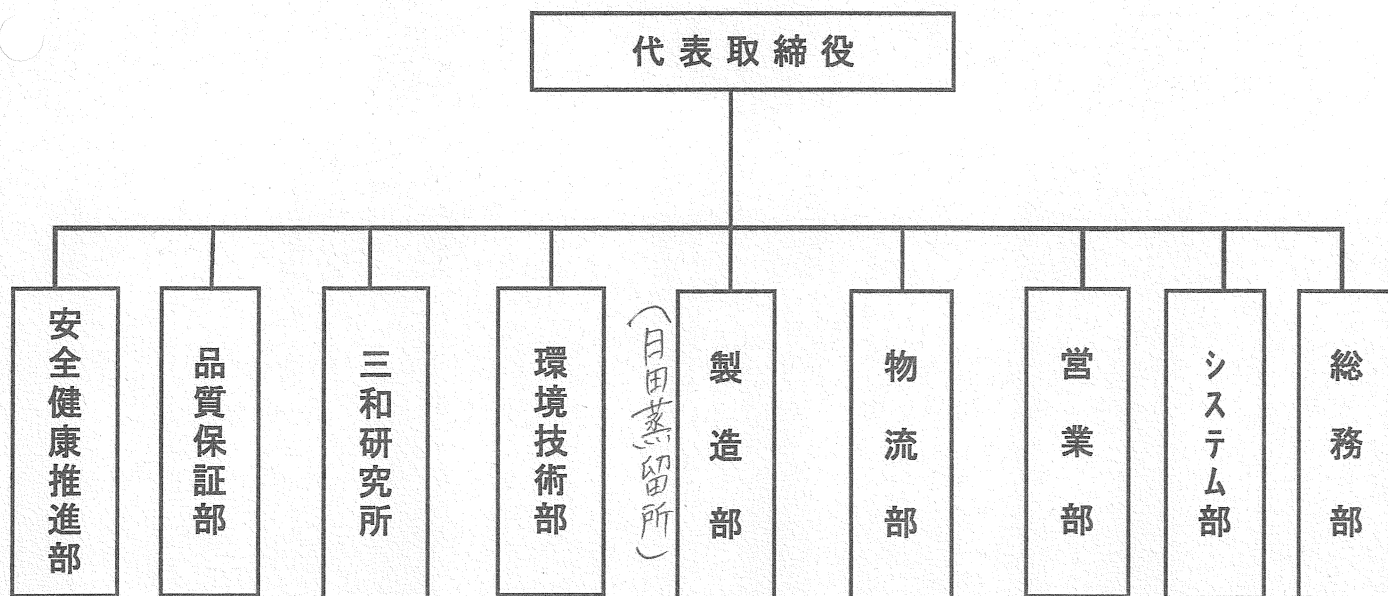
詳細は、三和酒類山本工場にて報告をしています。



2. 管理体制(廃棄物処理に関する管理組織等)

統括責任者		所属：三和酒類株式会社 代表取締役 和田久継
廃棄物担当		環境技術部環境課 組織名： エコフース(焼酎粕、薬品排水) 3R(焼酎粕、薬品排水以外の廃棄物)
		組織名：品質保証部(特別管理産業廃棄物)
役割	廃棄物処理 統括責任者	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理方法の策定
	廃棄物 管理担当者	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画の作成 <input type="checkbox"/> 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 <input type="checkbox"/> 処理業者・運搬業者の調査、選定及び管理 <input type="checkbox"/> 委託契約の締結 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 <input type="checkbox"/> 監督官庁への各種報告 <input type="checkbox"/> 社員、関連会社に対する指導・教育 <input type="checkbox"/> その他関係する事項

廃棄物管理組織

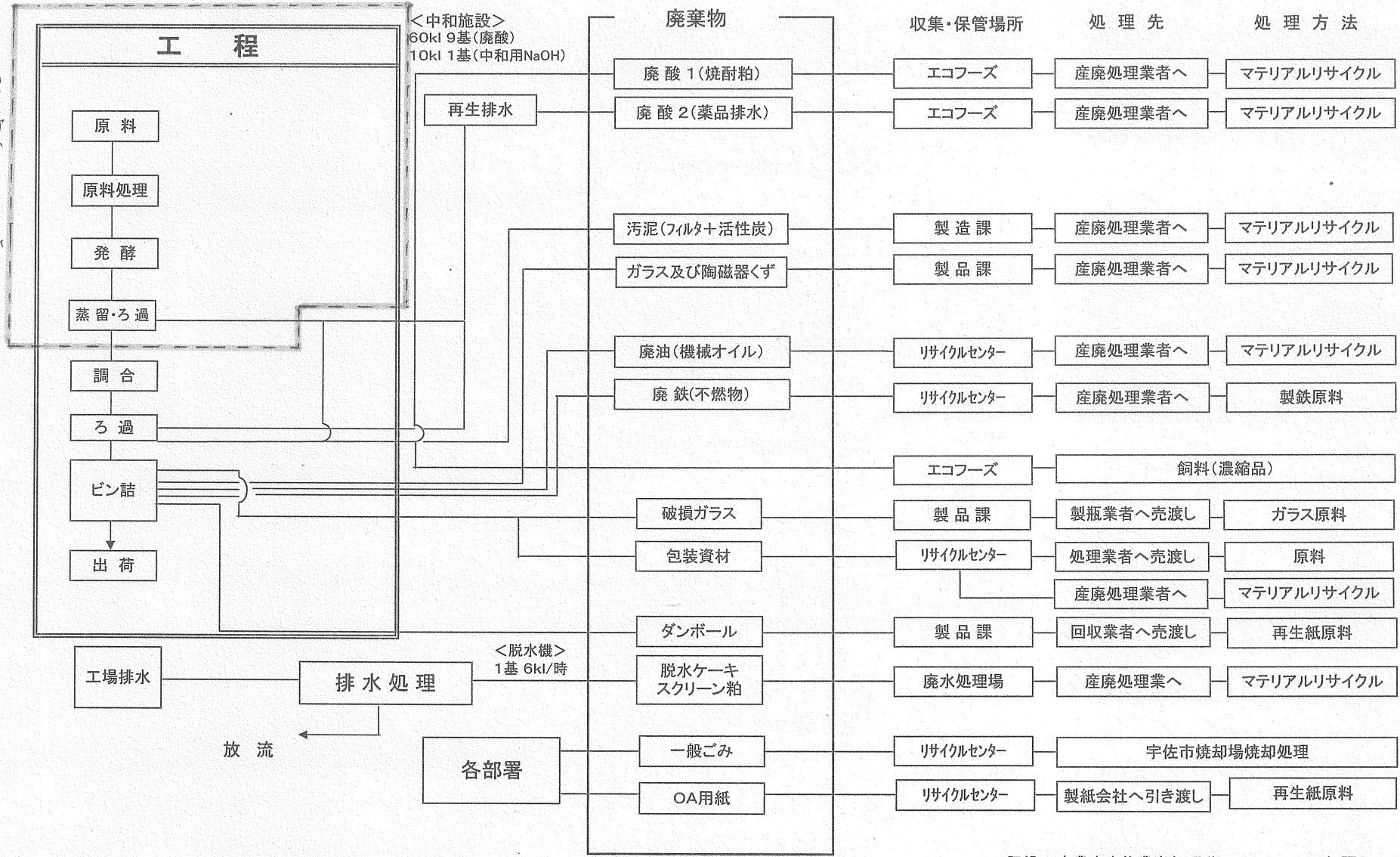


廃棄物担当部署

- ・環境技術部環境課
焼酎粕、薬品排水(エコフース) 焼酎粕、薬品排水以外の廃棄物(3R)
- ・品質保証部:特別管理産業廃棄物

3.産業廃棄物 及び その他 排出物の処理フロー

日田蒸留所ではこのままでの作業を行っており、その後本社へ移送している。



記録：産業廃棄物業者処理分 → マニフェスト伝票
各原料として処理 → 各引き渡し伝票

4. 管理方針

(1) 廃棄物処理

①法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守すると共に行政の環境施策に協力する。

②排出事業者の処理責任

発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合があっても、収集運搬から処分に至るまでを確認し的確に管理する。

③目標の達成

廃棄物の再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

④廃棄物処理の取組

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また関連会社にも必要な指導を行う。

- | | |
|---------|---|
| ア. 発生抑制 | ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。 |
| イ. 再生利用 | ・再生利用ルートを確保する。 |
| ウ. 中間処理 | ・マテリアルサイクルの中間処理を推進する。 |
| エ. その他 | ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。 |

⑤教育・研修等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

⑥情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について情報の公開に努める。

(2) 環境全般

①環境関連の法令及び会社の定める規定等を遵守し、環境の改善に努める。

②当工場の環境に関する対策として、次のことを推進する。

- ア. 地球温暖化防止のための省エネルギー化を促進する。
- イ. 環境汚染防止と資源の有効活用を目指し、産業廃棄物の削減と再生利用を推進する。

③環境保全活動の推進、環境汚染の防止及び他の環境負荷の低減に努める。

6. 関連推進事項

①環境管理・監査システムの明確化

工場における環境管理・監査システムを取得した『ISO14001』などを参考とし、管理等に係る手続きを明確にする。

②自主管理基準の設定

工場における自主的な管理基準を設定する等、環境管理レベルの向上を図る。

③情報の公開

当工場で定期的に発行する社内報に水質汚染防止や廃棄物処理状況等を啓蒙記事として掲載する。これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

④環境に係る社会活動への積極的な参加

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また関連会社にも必要な指導を行う。